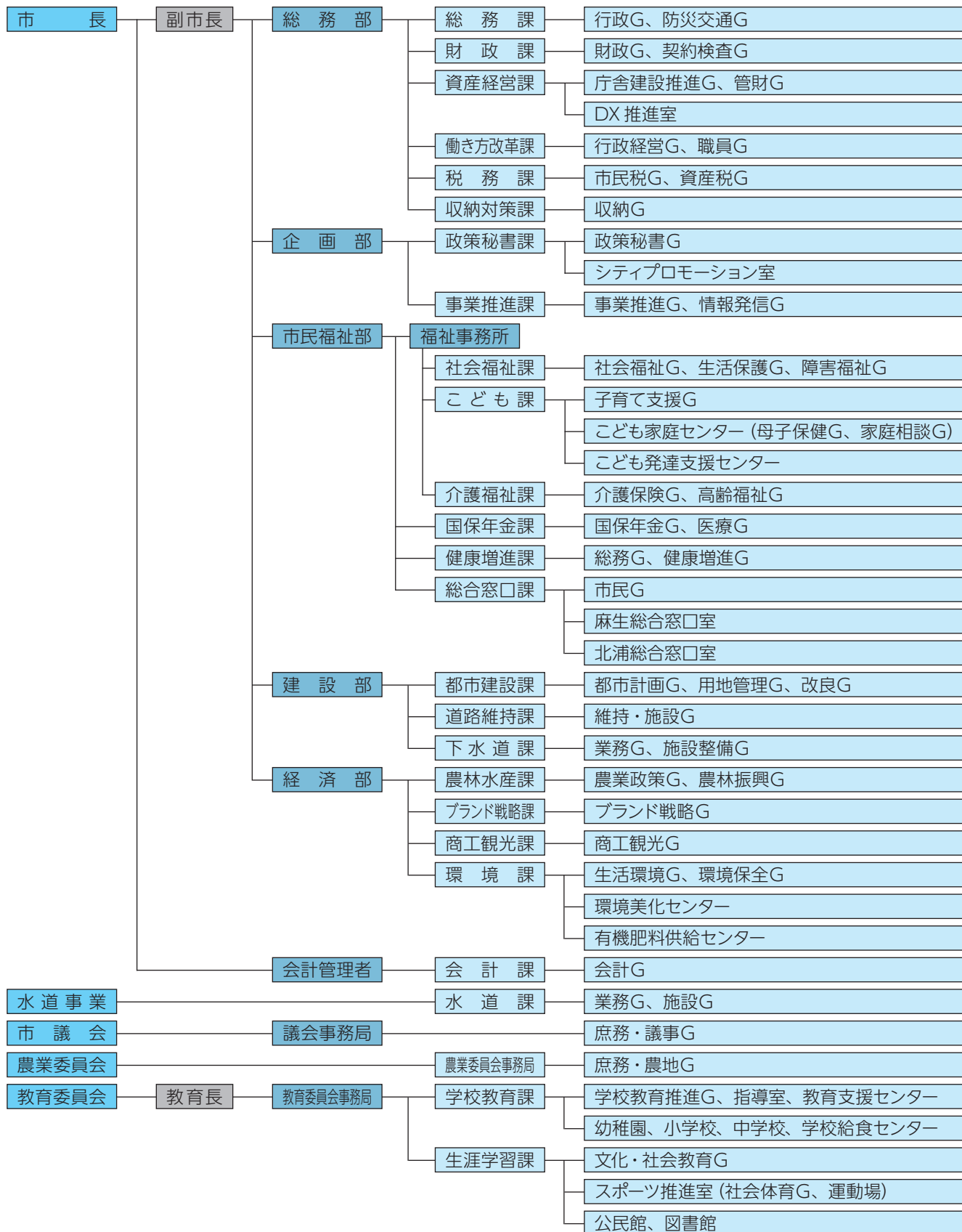


01 市役所の組織

【問い合わせ】
働き方改革課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

4月1日からの市の組織は次のとおりです

※ G=グループ



02 行方市職員採用試験

【問い合わせ】
働き方改革課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

令和7年4月採用 前期試験の実施要項をお知らせします

▼ 試験区分および採用予定人員

試験区分	学歴区分	採用予定人員	受験資格
一般事務	大学卒業程度	10人程度	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人または令和7年3月31日までに卒業見込みの人

上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

▼ 試験日程および会場

区分	試験日程	試験内容	試験会場
第1次試験	6月2日（日）～15日（土）のいずれか1日	基礎能力検査 適性検査	テストセンター （全国約350カ所）
第2次試験	7月下旬	小論文 個別面接	行方市役所

▼ 受験申し込み手続き

- (1) 受付期間
4月11日（木）9:00～5月15日（水）17:00
- (2) 申し込み方法

市公式ホームページの職員採用試験トップページに、申し込み方法等を記載した実施要項を4月上旬に掲載しますので、内容を確認の上、インターネットで申し込んでください。やむを得ない理由によりインターネットによる方法で申し込みができない方は、4月26日（金）までにお問い合わせください。



市職員採用試験トップページ▲

行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

03 電力・ガス・食料品等 価格高騰支援給付金

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
給付金臨時電話（直通）
☎ 0299-56-6100

■ 住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です

▼ 支給対象世帯

令和5年12月1日時点で行方市に住民登録されている世帯で、世帯全員の令和5年度住民税が均等割のみ課税されている世帯

※住民税均等割のみ課税世帯とは…住民税非課税世帯以外の世帯であり、住民税所得割課税者がいない世帯

▼ 支給手続き等

(1) 確認書による提出

令和6年3月末から順次「確認書」を送付しています。
内容を確認し、同封の返信用封筒で提出してください。

(2) 申請書による提出

令和5年1月2日以降に他市区町村から転入した方がいる世帯や、住民税未申告者を含む世帯は、申請書と必要書類を併せて提出してください。（必要書類は申請書に記載されています）

※申請書は、市公式ホームページからダウンロードできます。郵送をご希望の方は、お問い合わせください。

▼ 申請（返送）期限

5月31日（金）消印有効

※期限までに申請がない場合、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

▼ 支給額

1世帯あたり10万円

※確認書・申請書受理日から1カ月程度を目安に、指定の口座に振り込みます。

▼ 注意事項

以下に該当する場合は、支給対象外です。

- ・令和5年度住民税均等割非課税世帯として7万円の給付を受けている世帯
- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・入国または出生したことにより令和5年1月2日以降に新設された世帯
- ・住民税が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている世帯員がいる世帯

本給付金の支給対象となった子育て世帯には、児童1人あたり5万円のこども加算が支給されます。（詳細は次ページに掲載）

広告

**神栖・鹿島セントラル
法律事務所**

お気軽にご相談ください

☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル

04 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金(こども加算分)

【問い合わせ】
こども課(玉造庁舎)
☎ 0299-55-0111

■ 給付金の支給対象となった子育て世帯にこども加算分を支給します

▼ 支給対象世帯

令和5年12月1日において、以下の給付金に該当する世帯

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)
※詳細は、市報行方令和6年2月号に掲載
- ・電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)
※詳細は前ページに掲載

▼ 支給対象児童

- (1) 令和5年12月1日において対象世帯と同一世帯に属している、平成17年4月2日以降に出生した児童
- (2) 令和5年12月2日から令和6年4月1日までに出生した児童がいる世帯
- (3) 別住所で児童を扶養している世帯

▼ 支給手続き等

支給対象児童(1)の世帯
原則として申請は不要です。
支給対象児童(2)(3)の世帯
申請書・必要書類の提出が必要です。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

▼ 申請期間

4月15日(月)～5月31日(金)
※閉庁日を除く

▼ 支給額

児童1人あたり5万円
※支給決定の審査後、順次指定口座に振り込みます。振込日については、支給決定通知書をご確認ください。
※対象児童1人につき、支給は1回限りです。

05 児童扶養手当

【問い合わせ】
こども課(玉造庁舎)
☎ 0299-55-0111

■ 令和6年度の支給額が変更になります

児童扶養手当とは、主にひとり親家庭で児童を養育している方に支給される手当です。手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて額を改定する物価スライド措置が取られています。2023年の全国消費者物価指数の実績値は「対前年比+3.2%」と公表されたため、令和6年度の児童扶養手当額が3.2%引き上げられることになりました。

▼ 令和6年4月分以降の手当額

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき	全部支給停止のとき
1人目	45,500円/月 (+1,360円)	45,490円～10,740円/月 (+1,360円～+330円)	0円/月
2人目	10,750円/月を加算 (+330円)	10,740円～5,380円/月 (+330円～+170円)	—
3人目以降	対象児童1人につき 6,450円/月を加算 (+200円)	6,440円～3,230円/月 (+200円～+100円)	—

※()内は令和6年3月分との差額です。

※手当を受給するには、要件があります。

06 介護保険

【問い合わせ】
介護福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 介護保険料が改定されます

介護保険は、国や県、市が負担する公費と、40歳以上の方が納める介護保険料を財源として、運営されています。65歳以上の方の介護保険料については、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、3年を通じて財政の均衡が保たれるよう見直され、この計画の中で保険料額が決定されます。市においても、3月に「第9期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）を策定しました。

▼ 第9期行方市介護保険料の改定について

- ・市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額を基に、所得段階別に設定されています。
- ・第8期は9段階でしたが、第9期は13段階としました。
- ・介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、所得段階を細分化し、所得の低い方の料率の引下げと、所得の高い方の料率の引上げを行いました。（第1～第3段階の方の料率は引下げ、第10～第13段階の方の料率は引上げ）

▼ 令和6年度 所得段階別介護保険料（年額）

所得段階	対 象 者	料率	年額 (月額目安)
第1段階	市民税非課税世帯	・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	基準額× 0.285 19,080円 (1,590円)
第2段階		・前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額× 0.485 32,520円 (2,710円)
第3段階		・前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額× 0.685 45,960円 (3,830円)
第4段階	市民税非課税 本人が	・前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.95 63,840円 (5,320円)
第5段階 【基準額】		・前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額 67,200円 (5,600円)
第6段階	市民税課税世帯 本人が市民税課税	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.25 84,000円 (7,000円)
第7段階		・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.35 90,720円 (7,560円)
第8段階		・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.50 100,800円 (8,400円)
第9段階		・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70 114,240円 (9,520円)
第10段階		・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90 127,680円 (10,640円)
第11段階		・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10 141,120円 (11,760円)
第12段階		・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30 154,560円 (12,880円)
第13段階		・前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.40 161,280円 (13,440円)

※月額額の保険料は目安であり、年間保険料を1/12にしたものです。

07 人間ドック・脳ドック

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 国民健康保険・後期高齢者医療保険で助成を行っています

▼ 助成金額

全体の費用から、下記の助成金額分が差し引かれます。

加入している保険	対象年齢 ※年齢は令和7年3月31日時点	人間ドック	脳ドック (健診有)	脳ドック (健診無)
国民健康保険	40歳～75歳未満	15,000円	15,000円	10,000円
	25歳、30歳、35歳		20,000円	
後期高齢者医療保険	—	15,000円	15,000円	10,000円

▼ 申請方法

- ① 契約医療機関に直接電話等で予約をしてください。※令和7年2月末日までに受診してください。
- ② 受診日の2週間前までに各庁舎窓口で申請書を提出するか、いばらき電子申請サービスにて申請してください。
- ③ 審査後、受診券が郵送で交付されます。受診時には受診券を必ず持参してください。

▼ 申請締め切り

12月27日（金）

▲詳しくはこちら
らから(国保) ▲詳しくはこちら
らから(後期)

▼ 資格要件

- ・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。
- ・同じ年度内に国民健康保険の人間ドックや脳ドックの助成を受けていないこと。
- ・2年以内に脳ドック助成を受けていないこと。(脳ドックの助成は2年に1回)
- ・(人間ドック・脳ドック(健診あり))市の集団健診等で基本健診(特定健診、高齢者健診)を受けていないこと。
- ・(後期高齢者医療保険・脳ドック(健診なし))市で実施している高齢者健診を受けた、または受ける見込みであること。

人間ドックおよび脳ドック助成事業契約医療機関一覧

(令和6年4月現在)

名 称	住 所	国保 (20,30,35歳)	国 保 (40～75歳未満)			後 期			電 話 番 号
		脳 (健診あり)	人間 ドック	脳 (健診あり)	脳 (健診なし)	人間 ドック	脳 (健診あり)	脳 (健診なし)	
山王台病院	石岡市東石岡 4-1-38	○	○	○	○	○	○	○	0299-26-3130
山王台病院附属石岡共立病院	石岡市大砂 10528-25	×	○	×	×	○	×	×	0299-23-4113
なめがた地域医療センター 健診センター	行方市井上藤井 98-8	×	○	×	○	○	×	○	0299-56-0600
白十字総合病院健診センター	神栖市賀 2148	○	○	○	○	×	×	×	0299-93-1779
筑波メディカルセンター (つくば総合健診センター)	つくば市天久保 1-3-1	○	○	○	×	○	○	×	029-856-3500
石岡循環器科脳神経外科病院	小美玉市栗又四ヶ 1768-29	×	○	×	○	×	×	○	0299-58-5211
霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター	稲敷郡阿見町中央 3-20-1	○	○	○	○	○	○	○	029-887-4563
小山記念病院健康管理センター	鹿嶋市厨 5-1-2	○	○	○	○	○	○	○	0299-85-1139
土浦協同病院	土浦市おおつ野 4-1-1	×	○	×	○	×	×	○	029-830-3711
小美玉市医療センター	小美玉市中延 651-2	×	○	×	×	○	×	×	0299-58-2711
茨城県メディカルセンター	水戸市笠原町字上組 489	×	○	×	×	○	×	×	029-243-1111
牛久愛和総合病院 総合健診センター	牛久市猪子町 896	×	○	○	×	○	○	×	029-873-4334
筑波大学附属病院 つくば予防医学研究センター	つくば市天久保 2-1-1	○	○	○	×	○	○	×	029-853-4205
筑波学園病院	つくば市上横場 2573-1	○	○	○	×	○	○	×	029-836-1983
千葉県立佐原病院	千葉県香取市佐原イ 2285	×	○	×	×	○	×	×	(代表) 0478-54-1231 健康管理センター (直通) 0478-55-9070

08 特定健康診査

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 国保に加入している 40 歳～ 74 歳の方は特定健康診査を受けましょう

特定健康診査（特定健診）・特定保健指導の実施は、平成 20 年度から医療保険者（健康保険証を発行しているところ）に義務付けられました。メタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病を予防・改善する目的で行われます。生活習慣病は、自覚症状がないことが多く、気づいた時には重症化していることもあります。定期的に病院に通院している方も、年に 1 回健診を受けましょう。

▼ 対象者

40 歳以上で受診日当日に 75 歳未満の行方市国民健康保険加入者の方
※年度内に 40 歳に達する方も含む


▼ 健診内容

問診、身体測定、血圧、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査など

▼ 受診者負担金

1,000 円（40・45・50・55 歳、70 歳以上の方は無料）

▼ 受診方法

区分	受診までの流れ	申請期間	受診券の有効期間	契約医療機関数	問合せ
(1) 市の集団健診	集団健診は予約制です。詳しくは、お問い合わせください。				健康増進課 ☎ 0291 34-6200
(2) 医療機関健診	① 医療機関に予約をする。 ② 特定健康診査受診券を持参して受診する。	4 月 1 日（月）～ 令和 7 年 2 月末日	4 月 1 日（月） 令和 7 年 3 月末日	▼こちらから 	国保年金課 ☎ 0299 55-0111
(3) 人間ドック等	詳細は前ページに掲載	4 月 1 日（月）～ 12 月 27 日（金）	4 月 1 日（月） 令和 7 年 2 月末日	15 カ所	

▼ 注意事項

- ・助成を受けての受診は、年度内に（1）、（2）、（3）のいずれか 1 つのみとなります。
- ・受診当日に、本市の国民健康保険加入者でない場合は、受診できません。

▼ 健診結果の送付

- ・（1）の方法で受診した場合：健診後約 1 カ月で自宅に郵送されます。
- ・（2）または（3）の方法で受診した場合：当日または後日、自宅に郵送されます。

▼ 特定健康診査の受診券について

令和 6 年度から、対象者の方へ「特定健康診査受診券」を送付します。

特定健康診査受診券は、特定健診を受診する際に必要となります。人間ドック・脳ドック（特定健診あり）を受診される予定の方も、送付した受診券が必要となりますので、大切に保管してください。

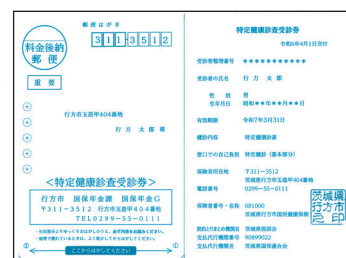
なお、特定健康診査受診券が届いた場合でも、特定健診受診日当日に国民健康保険資格を喪失している場合には、使用できません。

【送付対象者】 特定健診対象者で昭和 24 年 5 月 1 日生まれ以降の方
※昭和 24 年 4 月生まれの方、5 月生まれの方で、急ぎ受診券が必要な方はご連絡ください。

【送付物】 特定健康診査受診券（圧着はがき）

【有効期限】 令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

※有効期限前に国保喪失する方は、国保喪失日前まで



09 乳がん・子宮(頸部)がん医療機関検診

【問い合わせ】
健康増進課(保健センター)
☎ 0291-34-6200

■ 医療機関での検診費用を助成します

▼ 対象・助成額

検診項目	検診内容	対象年齢 ※令和7年3月31日時点	自己負担額
乳がん	超音波検査	30～59歳	2,000円
	乳房X線検査(マンモグラフィ) ※2年に1回	40歳以上	
子宮(頸部)がん	子宮頸部の細胞診	20歳以上	

▼ 助成申し込み期間

4月24日(水)～令和7年2月20日(木)

▼ 受診できる期間

5月1日(水)～令和7年2月28日(金)

▼ 申し込み・受診方法

- 健康増進課へ電話・来所または市公式のホームページから助成の申し込みをする。
- 「医療機関検診受診券」等が自宅に郵送される。同封されている「医療機関検診受診券利用のご案内」裏面に記載されている指定医療機関一覧から受診する医療機関を選択し、受診者自身で検診の予約をする。
- 「医療機関検診受診券利用のご案内」を参考に「医療機関検診受診券」等を持参し、受診する。

10 本人通知制度

【問い合わせ】
総合窓口課(玉造庁舎)
☎ 0299-55-0111

■ 第三者に証明書を交付した事実を通知する制度を開始しました

本人通知制度は、市に事前に登録いただいた方に対し、住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。これにより住民票の写し等の不正請求、不正取得による個人の権利の侵害防止、抑止が期待されます。

※証明書の請求があった際に交付の可否を登録者に確認したり、請求者の住所・氏名などをお知らせする制度ではありません。

▼ 登録対象者

行方市に住民登録している方または本籍がある方

▼ 登録に必要なもの

- 本人通知制度登録申請書
- 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの)

※代理による申し込みのときは、委任状が必要

▼ 登録申請窓口

麻生総合窓口室(麻生庁舎)
北浦総合窓口室(北浦庁舎)
総合窓口課(玉造庁舎)

▼ 登録料

無料

▼ 登録期間

3年間(更新可能)

▼ 通知される内容

交付年月日、証明書の種別、通数、請求者の区分(代理人、第三者の別)

11 生活排水処理設備に関する補助

【問い合わせ】
下水道課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

令和6年度分の補助内容をお知らせします

快適な生活環境を維持するためには、生活排水を適切に処理することが重要です。市の豊かな自然環境を次の世代に残すためにも、ぜひ補助制度をご利用ください。

【下水道等接続補助金】

種類	補助対象費用	条件等（以下の全てを満たすこと）		補助限度額 ※2
公共下水道および農業集落排水への接続	接続費用	(1) 市税等に滞納がない (2) 新築および官公署でない	(1) 18歳未満または65歳以上の方（※1）がいる世帯 (2) 市民税の課税対象額が世帯合計348万円以下の世帯	400,000円
			上記以外の世帯	40,000円

※1 18歳未満は令和6年4月1日時点、65歳以上は令和7年3月31日現在での年齢となります。

※2 工事費用が限度額未満の際は、実際の工事費用が補助されます。

【浄化槽設置事業費補助金】

種類	補助対象費用	条件等		補助限度額 ※2
浄化槽の設置 ※1	設置工事費用	市税等に滞納がないこと	新築	5人槽 822,000円 7人槽 1,111,000円 10人槽 1,585,000円
			単独処理浄化槽・ くみ取り槽からの転換（入替え）	5人槽 1,071,000円 7人槽 1,422,000円 10人槽 1,996,000円
	くみ取り槽撤去工事費用		90,000円	
	単独処理浄化槽撤去工事費用		120,000円	
	宅内配管工事費		300,000円	

※1 対象となる浄化槽…高度処理 NP 型合併処理浄化槽（国土交通大臣型式認定浄化槽に限る）公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域を除く行方市全域が対象です。

申請場所の地名地番において、すでに合併処理浄化槽を使用している場合は、対象外となります。

※2 工事費用が限度額未満の際は、実際の工事費用が補助されます。

▼ 申請方法

申請書等を下水道課へ提出。詳しくは、お問い合わせください。

▼ 留意事項

申請額が予算額に達した時点で、受け付けを終了する場合があります。

【戸別浄化槽整備事業について】

令和5年度をもちまして、戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽事業）の新規設置・単独処理浄化槽等撤去等補助は、終了しました。なお、本事業により設置した浄化槽については、これまでどおり市が維持管理を行います。

12 わな猟免許取得費補助金 有害鳥獣被害防止対策事業補助金

【問い合わせ】
農林水産課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 有害鳥獣に対処するための補助金を支給しています

【わな猟免許取得費補助金】

▼ 対象者

わな猟免許を新規に取得した者

▼ 補助要件

以下の全てを満たす者

- (1) 行方市に住民登録があること
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 猟友会に加入していること

▼ 補助対象経費

わな猟免許講習会受講料・狩猟免許試験申請費用

▼ 必要書類

- ・ 狩猟免状の写し
- ・ 対象経費に係る領収書の写し



【有害鳥獣被害防止対策事業補助金】

▼ 対象者

イノシシ・ハクビシン等の被害を受けるおそれのある農地に、電気柵またはネット柵を設置する者

▼ 補助要件

以下の全てを満たす者

- (1) 行方市に住民登録があること
- (2) 市税等の滞納がないこと

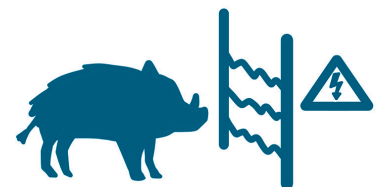
※令和6年度から、行方市外の農地に設置した場合も対象となりますが、茨城県補助金の加算はありません。

▼ 補助対象経費および補助額

- (1) イノシシ・ハクビシン等被害対策用の電気柵設備（本体1台および柵線等設置に係る資材）の新規購入費：上限6万円（茨城県補助金（市補助金と同額）を含む）
- (2) イノシシ・ハクビシン等被害対策用のネット柵設備の新規購入費：上限2万円（茨城県補助金（市補助金と同額）を含む）

▼ 必要書類

- ・ 対象経費に係る領収書の写し（令和6年4月1日以降の分）
- ・ 設置場所が分かる位置図
- ・ 設置した電気柵またはネット柵のカタログ
- ・ 設置状況写真（本体および全景）
- ・ 設置した農地を耕作している証明（設置場所が市外の場合）



▼ 留意事項

- ・ 申請額が予算額に達した時点で、受け付けを終了する場合があります。
- ・ 補助金の交付は、同一年度中1回限りです。

13 市税と保険料

【問い合わせ】

収納対策課（納付全般）・税務課（市税）

麻生庁舎 ☎0299-72-0811

介護福祉課（介護保険料）・国保年金課（後期高齢者医療保険料）

玉造庁舎 ☎0299-55-0111

令和6年度 市税・保険料の納期限

※納期限日は、月末となります。（12月は25日が納期限日）納期限日が土日祝日の場合は、翌平日が納期限日となります。

※表の納期限月以外にも、随時期分が賦課されることがあります。

納期月	固定資産税	軽自動車税	市・県民税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
4月分					1期 4月30日	
5月分	1期 5月31日	全期 5月31日				
6月分			1期 7月1日		2期 7月1日	
7月分	2期 7月31日			1期 7月30日		1期 7月30日
8月分			2期 9月2日	2期 9月2日	3期 9月2日	2期 9月2日
9月分	3期 9月30日			3期 9月30日		3期 9月30日
10月分			3期 10月31日	4期 10月31日	4期 10月31日	4期 10月31日
11月分	4期 12月2日			5期 12月2日		5期 12月2日
12月分			4期 12月25日	6期 12月25日	5期 12月25日	6期 12月25日
1月分				7期 1月31日		7期 1月31日
2月分				8期 2月28日	6期 2月28日	8期 2月28日
3月分				9期 3月31日		

スマートフォン決済アプリ で納付ができます！



固定資産税・軽自動車税・市県民税・国民健康保険税
介護保険料・後期高齢者医療保険料
上下水道料金（全て普通徴収に限ります）



市税と保険料の
スマートフォン決済アプリ
納付方法についてはこちらから



市公式ホームページ
「スマートフォンアプリ収納サービス」

4月の市税と保険料は・・・

介護保険料 第1期

納期限（振替日）は4月30日です。